

別表（第2条関係）

補助事業名	対象経費	補助対象者	交付額
農作物残雪対策事業	消雪剤購入費 (10a 当たり 3 袋)	農家、農業者の組織する団体、農業法人	対象経費の 2 分の 1 (残雪対策本部を設置した場合に限る。)
特産品開発等活動事業	特産品開発のための研修会参加費、特産品生産・加工のための機械・器具類及び包装容器・ラベル等の資材	村内の農産物等を活用して特産品の生産・加工及び販売に取り組む地区又はグループ等の団体	対象経費の 3 分の 2 (上限 500,000 円) (千円未満の端数は切り捨てる。)
損害防止事業	水稻病虫害防除(種子消毒) 薬剤費	中信農業共済組合	対象経費の 3 分の 2 以内
	野ネズミ駆除薬剤費		水稻・転作作付面積 10a 当たり 50 円以内
電気柵等設置事業	有害鳥獣の侵入を防止するために設置する電気柵等(電気牧柵器、電気牧柵線、がい子、くい、電気計測器、ネット等)の資材購入に要する経費	農家、農業者の組織する団体、農業法人	対象経費の 2 分の 1 (上限 90,000 円) (千円未満の端数は切り捨てる。)
新規狩猟者確保事業	猟銃の所持許可に要する経費	白馬村鳥獣被害対策実施隊員として有害鳥獣捕獲活動に従事しようとする者	対象経費の 10 分の 10 以内(千円未満の端数は切り捨てる。)
	狩猟免許取得に要する経費		
狩猟免許等更新者支援事業	猟銃等所持許可更新及び狩猟免許更新に要する経費	白馬村鳥獣被害対策実施隊員	対象経費の 10 分の 10 以内(千円未満の端数は切り捨てる。)
有害鳥獣捕獲者支援事業	狩猟者登録に要する経費	白馬村鳥獣被害対策実施隊員	対象経費の 2 分の 1 (千円未満の端数は切り捨てる。)
間伐等促進事業	切捨間伐等	森林所有者、森林組合、林業者の組織する団体、村長が認める団体	1 ha 当たりの標準単価×間伐等実施面積の 20 分の 1 以内(千円未満の端数は切り捨てる。)
	搬出間伐等		1 ha 当たりの標準単価×間伐等実施面積の 10 分の 1 以内(千円未満の端数は切り捨てる。)
県単間伐促進事業	切捨・搬出間伐に要する経費	森林所有者、森林組合、林業者の組織する団体、村長が認める団体	対象経費の 5 分の 1 以内(千円未満の端数は切り捨てる。)
白馬村土地改良区事業	事務職員の人件費	白馬村土地改良区	対象経費の 2 分の 1 以内(千円未満の端数は切り捨てる。)
	土地基盤等整備費		対象経費の 4 分の 1 以内(千円未満の端数は切り捨てる。)
ふるさと水と土ふれあい事業 (東山自然園)	元利償還金	行政区、農業者の組織する団体	対象経費の 10 分の 10 以内
県営水環境整備事業 (木流用水)	元利償還金	行政区、農業者の組織する団体	対象経費の 10 分の 10 以内
県営中山間総合整備事業	元利償還金	行政区、農業者の組織する団体	対象経費の 3 分の 2 以内
団体営農道整備事業 (塩島外出)	元利償還金	行政区、農業者の組織する団体	対象経費の 10 分の 10 以内